



県章

群馬県報

平成24年
12月25日(火)
第9057号

目次

ページ

告 示

○解除予定保安林（森林保全課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定（同）	2
○同	3

公 告

○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧（農村整備課）	3
○同	4
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（都市計画課）	4
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）	4
○道路位置の指定（建築住宅課）	5

選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等	5
○政治団体の異動事項	6
○政治団体の解散届出	7
○資金管理団体の名称等	7

■ 告 示

◎群馬県告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 安中市松井田町横川字旧関の上1015の9、1022の5、1022の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 桐生市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、桐生市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
桐生市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、桐生市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 桐生市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の換地計画を適当と決定した。

なお、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において読み替えて準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年12月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 土地改良事業の名称及び地区名 東別所土地改良事業 東別所地区

- 2 事業主体 東別所土地改良事業共同施行
- 3 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 4 縦覧に供する期間 平成24年12月26日から平成25年1月30日まで
- 5 縦覧に供する場所 太田市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の換地計画を適当と決定した。

なお、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において読み替えて準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年12月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 土地改良事業の名称及び地区名 富岡市営諸戸菅原土地改良事業 諸戸菅原地区
- 2 事業主体 富岡市
- 3 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 4 縦覧に供する期間 平成24年12月26日から平成25年1月30日まで
- 5 縦覧に供する場所 富岡市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域
- 2 都市計画の変更年月日 平成24年12月7日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び千代田町建設水道課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 東部地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成24年12月7日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び千代田町建設水道課

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年12月25日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字見柳東909-4	延長 35.00 幅員 4.60	群馬県指令前土第304-21号 平成24年11月13日
2	同	みどり市笠懸町鹿4217-1	延長 48.96 有効延長 48.84 幅員 6.00	群馬県指令太土第30145-4号 平成24年11月8日
3	同	みどり市笠懸町鹿491-2	延長 49.63 幅員 6.00	群馬県指令太土第30145-5号 平成24年11月13日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成24年12月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 荒 木 勲

政党の支部（法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
自由民主党群馬県第四選挙区支部	福田達夫	石井琢郎	高崎市八島町117	衆議院議員
日本維新の会参議院群馬県第1支部	上野宏史	小林隆志	前橋市石倉町4-18-9	参議院議員
日本維新の会衆議院群馬県第2区支部	石関貴史	安武隆一郎	伊勢崎市曲輪町5-18	衆議院議員
日本維新の会衆議院群馬県第4選挙区支部	宮原田綾香	田島國彦	高崎市上中居町377-5	衆議院議員
民主党群馬県第4総支部	青木和也	吉田武利	高崎市吉井町吉井547-3	衆議院議員

その他の政治団体

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
新井みさこ後援会	新井美咲子	新井信雄	前橋市天川大島町26-1
岩田好雄後援会	岩田好雄	岩田澄子	北群馬郡榛東村新井3468
すがひろし後援会	須賀博史	須賀絵美	前橋市敷島町240-69
高橋てるよ後援会	高橋照代	高橋伸夫	前橋市下大屋町285-3
前橋再生支援会議	蛭谷稔	雨宮留香	前橋市千代田町5-7-14

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
青木かずや後援会	青木和也	吉田武利	高崎市吉井町吉井547-3	衆議院議員
こばやし人志とあゆむ会	小林人志	大野貞義	前橋市大手町3-11-1	衆議院議員

(3) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類
青木かずや後援会	青木和也	吉田武利	高崎市吉井町吉井547-3	青木和也	衆議院議員
こばやし人志とあゆむ会	小林人志	大野貞義	前橋市大手町3-11-1	小林人志	衆議院議員

◎群馬県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成24年12月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 荒木 勲

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
国民の生活が第一千葉県第4区総支部	政治団体の名称	国民の生活が第一千葉県第4区総支部	国民の生活が第一群馬県第4区総支部
	主たる事務所の所在地	千葉県船橋市本町7-8	群馬県高崎市八島町20

		－ 1	
自由民主党群馬県衆議院支部	政治団体の名称	自由民主党群馬県衆議院支部	自由民主党群馬県第四選挙区支部
日本維新の会衆議院群馬県第1区支部	政治団体の名称	日本維新の会衆議院群馬県第1区支部	日本維新の会参議院群馬県第1支部
	公職の種類	衆議院議員	参議院議員

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
I H I 労働組合連合会 富岡政治活動委員会	会計責任者の氏名	鈴木直	原裕樹
渋川地区医師連盟	代表者の氏名	川島理	高井淳
すとうかずおみを応援する会	政治団体の名称	すとうかずおみを応援する会	東光会
外山京太郎後援会	会計責任者の氏名	外山京太郎	小林元吉
南ちゃんを共に育てる会	会計責任者の氏名	佐久間大輔	石関康隆
三宅雪子後援会	主たる事務所の所在地	千葉県船橋市本町7－8－1	群馬県高崎市八島町20

◎群馬県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は、次のとおりである。

平成24年12月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 荒 木 勲

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
民主党群馬県第2区総支部	石関貴史	山越清彦	伊勢崎市曲輪町5－18

◎群馬県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成24年12月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 荒 木 勲

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
青木かずや後援会	高崎市吉井町吉井547-3	青木和也	衆議院議員	青木和也
新井みさこ後援会	前橋市天川大島町26-1	新井美咲子	前橋市議会議員	新井美咲子
岩田好雄後援会	北群馬郡榛東村新井3468	岩田好雄	榛東村議会議員	岩田好雄
こばやし人志とあゆむ会	前橋市大手町3-11-1	小林人志	衆議院議員	小林人志
すがひろし後援会	前橋市敷島町240-69	須賀博史	前橋市議会議員	須賀博史
高橋てるよ後援会	前橋市下大屋町285-3	高橋照代	前橋市議会議員	高橋照代

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111